

**「市産品セールスプロモーション事業業務」
に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

- (1) 業務名 市産品セールスプロモーション事業業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 全国各地
- (5) 予算額 22,057,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 スケジュール

公募開始(公告)	令和8年4月17日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年4月28日(火) 正午【必着】
質問書の受付期限	令和8年5月 1日(金)
質問書への回答	令和8年5月 8日(金)
企画提案書等の提出期限	令和8年5月11日(月) 正午【必着】
第一次審査(書面審査)	令和8年5月11日(月)
第一次審査結果通知	令和8年5月13日(水)
第二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年5月18日(月)
審査・選定結果通知	令和8年5月19日(火)
最優秀提案者との協議<対面又はWEB>	令和8年5月22日(金) 予定
契約締結	令和8年5月29日(金) 予定
選定結果の公表	令和8年6月 3日(水)

3 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 五島市競争入札参加資格者名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)

イ 次に掲げる書類を別に定める期限まで提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

(ア) 申込日前3月以内に発行された履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(法人の場合に限る。)

(イ) 申込日前3月以内に発行された身元(分)証明書(個人の場合に限る。)

(ウ) 申込日前3月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の完納証明(五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。)

b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明(五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。)

c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人の場合に限る。)

- d 税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合に限る。）
- (e) 暴力団等排除に関する誓約書
- (2) 有資格者にあつては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者、有資格者でない者にあつては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない者
- (5) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者
- (6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）第3条に規定する排除措置を受けていない者

4 実施要領の取得の方法並びに交付の期間及び場所

実施要領は、五島市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、事前に担当課に連絡があった場合に限り、次に掲げる交付期間及び交付場所において、書面により交付する。

(1) 実施要領の交付期間

公告日から令和8年4月27日（月）まで（五島市の休日を定める条例（平成16年五島市条例第2号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施要領の交付場所

〒853-8501

五島市福江町1番1号 五島市役所本庁3階

五島市地域振興部文化観光課観光物産班

電話：0959-74-0811

5 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和8年4月28日（火）正午（郵送により提出する場合は、提出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（実施要領様式第1号）を作成し、持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅

配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により担当課に提出しなければならない。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

6 提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（実施要領様式第2号。以下「通知書」という。）によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（実施要領様式第3号）により提案書（実施要領様式第4号）及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。なお、参加資格を有することを確認することができなかつた者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日 令和8年5月1日（金）

7 実施要領に対する質問に関する事項

(1) 実施要領に対する質問

実施要領に対する質問がある場合は、質問書（様式第9号）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより質問書送信先に送信すること。あわせて、質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2) 実施要領に対する質問の提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時必着

(3) 質問書送信先

五島市地域振興部文化観光課観光物産班

E-mail : kankou@city.goto.lg.jp

FAX : 0959-74-1994

(4) 質問に対する回答

提出された質問書については、令和8年5月8日（金）午後5時までに、質問者に対して電子メール又はFAXで回答するとともに、同日以後五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答をしない場合がある。

8 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 提案書等の提出期限

令和8年5月11日（月）正午必着（提出期限内に担当課に到達していること。）

(2) 提案書等の提出場所及び提出方法

提案書等の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の実施要領に従って提案書等を作成し、担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出しなければならない。

9 プレゼンテーション等の実施

(1) プレゼンテーションの有無 有

提案書の提出者が5者を超える場合は、プロポーザル選定委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだ上でプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、市長が5者を超える提案者を対象にプレゼンテーションを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) プレゼンテーション予定日：令和8年5月18日（月）

日時、留意事項等の詳細については、別途、プレゼンテーション等予定表（実施要領様式第13号）にて通知する。

10 受託候補者の選定

(1) プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーション（ヒアリング）を次の表に定める基準に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

評価基準は別紙のとおりとする。

(2) 審査・選定方法

別紙に定める基準に基づきプロポーザル選定委員会が評価・採点を行い、各審査員の合計点により参加者を審査員ごとに順位付けし、その平均順位の高いものから順に第一次審査通過者又は最優秀提案者及び次点者を選定する。

平均順位が同数の場合は、各審査員の順位1位を多く獲得した者を上位とし、順位1位の獲得数が同数の場合は、それらの者のうち各審査員の順位2位を多く獲得した者を上位とし、順位2位の獲得数が同数の場合は、総合計点の高い者を上位とする。

なお、参加者が1者のみの場合は、各審査員の合計点が全て満点の60パーセント以上であった場合に当該参加者を委託候補者とし、60パーセント未満のものがあつた場合は再度公募を行う。

(3) 選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、提案書等を提出した全ての者に対し、決定通知書（実施要領様式第6号）又は非決定通知書（実施要領様式第7号）により令和8年5月19日（火）（予定）に通知する。

(4) 市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、あらためて本見積書を徴取する。

11 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

(2) 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないもの

とする。

- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 次のア及びイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 参加資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て市に帰属する。
- (9) 受託候補者は、受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

13 担当課

〒853-8501

五島市福江町1番1号 五島市役所本庁3階

五島市地域振興部文化観光課観光物産班 担当：木場

電話：0959-74-0811

FAX：0959-74-1994

E-mail：kankou@city.goto.lg.jp